

2 0 2 5 年 1 0 月 3 日

豊中市長

長 内 繁 樹 様

豊中市労働組合連合会

執行委員長 齊 藤 健 文



2 0 2 5 年 現 業 ・ 公 企 統 一 要 求

貴職におかれましては、日ごろから職員の労働条件の向上について格段のご配慮をいただいておりますことに心から敬意を表します。

さて、私たち豊中市労連は、住民サービスの質・量両面の向上、職場環境と労働条件の改善について、下記のとおり要求しますので、文書にて誠意ある回答を頂きますよう求めます。

記

1. 業務の直営について

- (1) 労働条件の変更に関しては、事前協議を徹底し、書面による協約を締結すること。事前協議の時期は「計画変更可能な時期」とすること。
- (2) 各職場及び事業について現行直営体制を堅持すること。
- (3) 公企職場の「公有公営」を堅持すること。

2. 人員確保等について

- (1) 安全かつ良質な公共サービスを確実に提供するという「公共サービス基本法」の基本理念を踏まえ、自治体責任による質の高い公共サービスを実施するため、業務量に応じた人員を確保すること。
- (2) 職場に必要な人員を常勤職員で配置すること。
- (3) 技能職制度の趣旨を尊重し、安定的・継続的な市民サービスの提供と、技能・知識・経験を継承するため、毎年、技能職の採用試験を実施すること。
- (4) 労使協議を尊重し欠員を生じさせないこと。また、今年度の欠員及び年度途中で欠員が生じた場合については速やかに常勤職員で補充すること。
- (5) 任用替えに関しては、一方的実施をしないこと。
- (6) 技能職の人事異動については、技能職制度の趣旨を尊重すること。
- (7) 定年引き上げについて、加齢に伴う身体機能の低下が業務遂行に支障を来す恐れがある職種が存在することを踏まえ、現場の実情に応じた国とは異なる運用を確立すること。また、個人の体力等に合った働き方が可能となる運用や、これまでの知識や経験を活

かした現場の実態に即した多様で柔軟な働き方の制度運用を図ること。

- (8) 再任用・再雇用制度の今後の運用に関わって、業務体制・人員体制の労使協議を行うこと。

3. 行財政改革の取り組みについて

- (1) 行財政改革の取り組みにあたっては、分権・自治・参加・協働の理念に基づくこと。
- (2) 安易な減量経営による事務事業の整理・縮小、外部委託、人員削減などは行わず、「安心・安全・安定・公正・公平」を担保すること。また、人員配置については、所属での協議経過を踏まえ、計画的な人員採用を行うこと。
- (3) 行財政改革の取り組みに関わっては、事前に協議を行うこと。
- (4) 「民間活力導入ガイドライン」に照らし、業務委託を行っている事業の実態について点検を行い、労使によるサービス水準の検証・評価を行うこと。

4. 公正労働について

- (1) 労働集約型請負等、労務提供型契約に関わる業者決定ルールの改善を図ること。具体的には、適切な人件費を確保できる積算基準の確立と最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入及び総合評価方式の拡充により、公共サービス水準の維持・向上に向けた労働環境の確保を図ること。
- (2) 入札参加資格について、全ての労働基準の遵守を前提とすること。
- (3) 委託業務について、安全衛生活動を推進し、労働災害が発生した場合は情報収集を図り、指導・監督を行って発注者責任を果たすこと。
- (4) 現在、業務委託を行っている事業について、労使によるサービス水準の検証・評価を行うとともに、自治体における事業内容のチェック体制を確立すること。

5. 賃金等の課題について

- (1) 技能職のキャリア形成に資する資格免許取得促進の制度充実を図ること。
- (2) 中途採用者の賃金を改善すること。また、在職者調整を行うこと。
- (3) 政府が進める現業職賃金への不当な介入には毅然と対応し、削減を行わないこと。また、合意に基づかない賃金公表は行わないこと。
- (4) 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、常勤職員との均等待遇の早期実現を図ること。

6. 労働安全衛生の推進について

- (1) 安全衛生の視点に立って職場の環境改善を進めること。
- (2) 各事業場安全衛生委員会の事務局体制の充実を図るとともにスタッフ養成を行い、計

画的に配置すること。また、衛生管理者の有資格者を計画的に配置すること。

- (3) 労働安全衛生に関する研修を充実すること。
- (4) メンタルヘルス対策については、「心の健康づくり実施計画」に基づき、実効ある対策を講じること。
- (5) 作業に必要な被服や保護具等の支給にあたっては、各所属との協議・交渉の経過を尊重すること。
- (6) 重大な労働災害が発生した場合は、直ちに労働基準監督署に届けるとともに、臨時の労働安全衛生委員会を開催し、原因究明及び再発防止に努めること。また、共有すべき情報は速やかに示すこと。

7. 職場の活性化について

- (1) 技能職制度の目的・効能が十分に発現する業務執行体制の構築について、職場協議を尊重すること。
- (2) 質の高い公共サービスの確立、市民ニーズに基づいた政策提言の発信、技能職の裁量を拡大する現業職場の活性化について労使協議を行うこと。
- (3) 技能（現場）職員が持つ技術・技能の継承を目的とした能力開発・人材育成の取り組み及び多様化する市民ニーズに応え得る技術力の確保等へ対応する研修体制の充実と参加対象の拡大、参加できる体制確保など、人事施策の整備を図ること。

8. 法令遵守と環境保全について

- (1) 労働基準法をはじめとする労働関連法規違反を職場から一掃すること。
- (2) エコスクール（環境学校づくり）を推進し、校内リサイクル化の計画作成・実施を行うこと。
- (3) 豊中市の廃棄物減量、適正処理等に関する条例を踏まえ、資源循環・環境保全型の取り組みを率先して行い、廃棄物行政を確立すること。また、資源化物の収集量の増加とリサイクル率向上、具体的施策の実施にあたっては当該労組と協議すること。
- (4) 環境保全を図るため、廃棄物等不法投棄の防止を目的とした、環境監視パトロール要員を配置すること。また、廃棄物のリサイクルの観点から、分別指導の体制整備を図りたい。
- (5) 未規制の地下水汲み上げは、自然環境を損なうばかりでなく水道事業にも大きな影響を与えることから適切な基準を設けるとともに、関係団体にも働きかけを行うこと。
- (6) 食の安全に関わって、豊中市の持ち得た情報は速やかに公表するとともに、安全確保に向けた姿勢を明確にすること。
- (7) 環境自治体の更なる推進に向け、労使協働による活動の充実を図ること。

9. 学校の安全確保と大規模災害時に関する協議について

- (1) 学校現場の安全確保について教育委員会と学校に働く職員、保護者がともに今後の対策を考えることができるような体制を創設すること。
- (2) 災害時・緊急時におけるライフラインの復旧・維持管理体制の充実について協議すること。また、災害時の職員出動基準や労働条件及び職員派遣について条件整備を行うこと。
- (3) 豊中市全施設の耐震化計画を明らかにすること。
- (4) 豊中市の給食のあり方について、労使協議を行うこと。

10. 上下水道に関わる要求について

- (1) 市町村水道事業広域化及び「大阪府広域水道企業団」にかかる動きがあるときは、当該労組へ速やかに情報を開示し、協議を行うこと。
- (2) 大阪府流域下水道の一元化の動きに関しては、猪名川流域下水道処理場の経過を踏まえ、当該市町村の意向を尊重するよう両府県当局に要請すること。
- (3) 豊中市の下水道計画を総点検し、集中豪雨対策等必要な事業を推進すること。
- (4) 下水道施設や自然環境に悪影響を及ぼすディスポーザーの使用に関する適切な基準を設けること。

- 11. 自治体事業に必要な財源を確保すること。併せて、技能職場の質的向上とサービス向上のための予算を拡充すること。

以上